

2016年10月20日

佐賀県知事  
山口 祥義 様

日本労働組合総連合会佐賀県連合会  
会長 青柳 直

## 要 請 書

### (2017年度県予算編成に向けた連合佐賀・政策制度重点要求書)

貴職におかれましては、県民生活向上と県政発展のため日夜ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は連合佐賀の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る7月15日に山口知事に提出しました「2017～2018年度県予算編成に向けた政策・制度要求書」に対しましては、各項目にわたりご回答いただくとともに、本日関係部局長との協議の場を設定していただき、感謝申し上げます。

このたび連合佐賀として、14分野27項目78事項の要求書のうち29事項に対する県回答等を踏まえながら、「本部長協議項目」として、雇用労働対策をはじめ7分野13項目14事項にわたる重点要求書を取りまとめました。

ところで、日本は2005年以降、人口減少局面に入り、急激な少子高齢化の進展により65歳以上の高齢者人口は増え続け、適切な社会政策を推進しなければ労働人口は減少し、国民の生産力も低下せざるを得ません。

経済・社会の現状を見ると、デフレ脱却と経済再生に向けた目標を掲げているアベノミクスの政策効果は一部にとどまっており、国内総生産の6割を占める個人消費を喚起するものとはなっていません。また、完全失業率や有効求人倍率では雇用情勢は改善しているものの、非正規労働者の割合は4割を超えています。雇用の質の改善と労働条件の復元は後回しにされ、雇用者間の格差や貧困が拡大するなど働く者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、少子高齢化の急速な進展による支え手の減少に直面する中、持続可能で安心できる社会保障制度への改革は不十分となっています。

佐賀県におかれましても、県民にとって安心な暮らしが保障され、住みやすい県となるよう、積極的な経済対策、新たな雇用創出・雇用創造、県民の将来不安を解消するための社会保障機能強化をはじめとした県政運営に邁進されますよう要請するところです。

連合佐賀は、県内労働者の先頭に立って、「働くことを軸とする安心社会」の構築をめざして、これからも各種の取り組みを進めていきます。貴職における今後とものご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

なお、本要求につきましても、後日、来年度予算への反映報告（予算措置状況報告）を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 2017～2018 年度 佐賀県に対する重点政策・制度要求事項

## ～ 要求分野 ～

---

1. 経済政策	.....	P 2
2. 雇用・労働政策	.....	P 2
3. 中小企業政策	.....	P 2
4. 福祉・社会保障政策	.....	P 2
5. 働く女性の健康増進に関する政策	.....	P 4
6. 住宅、交通・運輸政策	.....	P 4
7. 教育政策	.....	P 4
8. 環境・エネルギー政策	.....	P 5
9. 食料・農林水産政策	.....	P 5
10. 消費者政策	.....	P 5
11. 防災・減災に関する政策	.....	P 5
12. 男女平等政策	.....	P 5
13. 政治改革	.....	P 6
14. 公務員制度改革	.....	P 6

14 分野、22 項目、29 事項

## 1. 経済政策

---

### (1) 地方税財政の確立

- ① 地方税財源の充実・確保を図るため、地方交付税交付金の十分な確保と国の関与を最小限に止めるよう求めるとともに、地方財政計画の策定や地方交付税算定に関する自治体の意見を反映させるため、「国と地方の協議の場」の定例的な開催を求めること。

### (2) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進

- ① 2015年9月に策定した「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてお基本目標として掲げる「新規雇用創出数5,000人(5年累計)」の達成に向け、地域にある資源の見直しや産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・大学の誘致・育成を進めること。また、都道府県・市町村が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。

## 2. 雇用・労働政策

---

### (1) 労働行政の強化

- ① 平成27年9月7日、佐賀県、佐賀労働局、佐賀県経営者協会、連合佐賀は、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に向けた共同宣言に署名し、市町自治体や各団体等と連携しながら取り組みを進めている。佐賀県は、全国より労働時間が長く、年次有給休暇の取得も低調であるため、時間外労働の縮減や年休取得促進の取組を一層強化すること。併せて、出産、育児、介護等それぞれのライフステージに応じた多様な働き方ができる環境整備に取り組むこと。

### (2) 将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実施

- ① UIJターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、佐賀県が産学官の関係機関と一体となって県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」のさらなる推進をはかるとともに、良質な雇用の創出と若者が活躍できる場の確保に向け、同プロジェクトへの登録企業の開拓に努めること。

## 3. 中小企業政策

---

### (1) 公契約条例の制定による公契約の適正化

- ① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、市町自治体と連携し、公契約条例の制定に向け前向きに検討を進めること。

## 4. 福祉・社会保障政策

---

### (1) 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- ① 生活困窮者をその個々の事情、状況等に合わせ包括的・継続的に支えていくため、生

活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。

- a) 県内では 10 市の生活自立支援センターとその他 10 町をカバーする佐賀県生活自立支援センターが担っているが、制度のさらなる充実に向けて、制度の周知と支援を行う人材の育成、民間団体・NPO、社会福祉協議会への支援を進めること。
  - b) 生活困窮者自立支援の必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）については県内の全センターで実施しているが、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等）については、県内の各センターで実施にばらつきがあることから、任意事業の積極的な実施を促進するとともに、その財源については、必須事業と同様に国の補助を 4 分の 3 とするよう、国に働きかけること。
- ② 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。
- a) 2016 年 3 月に策定された「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、市町との連携を図りながら地域における貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。
  - b) 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

## （２）切れ目のない医療を提供する体制の確立

- ① 「佐賀県地域医療構想」の実現に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、「佐賀県医療勤務環境改善支援センター」の取り組みを強化し、処遇や勤務環境の改善を通じて医療従事者の離職防止や医療の質の向上をはかること。また、医療勤務環境改善支援センター運営協議会に労働者の立場からの意見反映に務めること。
- ② 「地域医療介護総合確保基金」の活用に関する都道府県計画については、市町や事業者等からの要請を尊重し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対して適切に計画案を示すこと。また、都道府県計画の策定→進捗管理→結果検証→計画見直しという PDCA サイクルによる実行の仕組みを確立すること。

## （３）介護サービスの充実と人材の確保

- ① 要支援者に対する予防給付が、2017 年度末までに市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、市町の財政状況等によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な財源を確保し、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備すること。
- ② 厚生労働省の推計では、2025 年度には約 38 万人の介護人材が不足すると見込まれていることから、国の地域医療介護総合確保基金等を活用して介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。

## （４）障がいのないインクルーシブ(包括的)な社会の形成に向けた取り組み

- ① 障がい者への差別禁止と公的機関に合理的配慮の提供を義務付けた「障害者差別解消法」が 2016 年 4 月から施行されたことを受け、法の実効性を高めるため、差別解消地域協議会への当事者の参画を保障するとともに、同法の施行について市民への周知・啓発を徹底すること。

## （５）子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもの豊かな育ちの環境の確立

- ① 佐賀県「子育てし大県さがプロジェクト」の趣旨である、結婚、出産、子育ての希望

がかなう環境を整え、「佐賀で子育てをしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりに向け、実効ある取り組みを推進すること。また、2015年4月より実施された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、子どもや子育て家庭がおかれている環境、地域の実情を踏まえ、適宜、プロジェクトの改善や事業計画の見直しを行うこと。

- ② 子どもの安心と健やかな成長のためには、幼児教育・保育の「質の確保」が必要であることから、幼稚園教諭・保育士等の労働条件と職場環境の改善（正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置等）を行うこと。また、2015年12月に厚生労働省は「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を発表し、保育士不足への緊急措置として、保育士資格を持たない者でも条件を満たせば保育の業務に携わることができるようになったが、保育の質の維持・向上の観点から、安易な要件緩和は行わず、保育士の有資格者の配置を原則とした制度運営を行うこと。
- ③ 地域の実情に応じた子育て支援の実施に向け、放課後児童クラブ（学童保育）の小学4年生以上の児童の受け入れや、障がい児の受け入れなど多様なサービスが提供できるよう、引き続き市町への支援を行い、指導員への処遇改善及び職場環境の改善、研修機会の確保等の支援を行うこと。

## 5. 働く女性の健康増進に関する政策

---

### （1）女性活躍推進のための健康増進対策

- ① 日本医療政策機構は2015年に行った「働く女性の健康増進調査」の結果から、婦人科系疾患を抱える働く女性の年間の医療費支出と生産性損失を合計すると、少なくとも6.3兆円に上るとの試算をまとめた。婦人科受診や検診受診率の向上に向け、婦人科がん検診を定期健康診断項目に含めること。また、企業に対して、婦人科健診を含めた健康診断の受診勧奨を進めるとともに、検査費用の補助策の充実策を検討すること。

## 6. 住宅、交通・運輸政策

---

### （1）安全・安心の住まいとまちづくりの推進

- ① さらに環境負荷の低減に向け、長距離貨物輸送におけるモーダルシフトを推進し、トラック輸送、内航海運、鉄道など、物流手段の最適な組み合わせによる効率的な物流体系を構築する。また、そのための港湾施設や鉄道施設、配送拠点の整備を進めること。
- ② 公共交通については、特区制度を活用する場合も含めて、国民生活の安全・安心を保障することを前提とし、単なる利便性や効率性の追求による安易な規制緩和は行わないこと。

## 7. 教育政策

---

### （1）教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進

- ① 貧困の連鎖を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないように、高等教育における給付型奨学金の導入などを通じて、すべての子どもが学ぶための教育機会を保障すること。また、富山県や山口県などで導入されている、地方創生枠を活用した奨学金の返還支援制度について、佐賀県でも導入を検討すること。
- ② いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を全校に複数配置するとともに、「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」でも重点施策として示している、スクールカウンセラーと

スクールソーシャルワーカーの配置事業を積極的に進め、すべての小・中学校に常勤配置すること。

## 8. 環境・エネルギー政策

---

### (1) 環境保護と経済発展の両立

- ① 2014年3月に改定された「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を踏まえ、自らの事務・事業について温室効果ガス排出量を削減、循環型社会づくりの取組みを推進し、地球温暖化対策について地域を先導すること。

## 9. 食料・農林水産政策

---

### (1) 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- ① 2015年11月に策定された「佐賀県「食」と「農」の振興計画2015」の2本柱である、「稼げる農業の確立」と「さが農村の魅力アップの実現」に向け、県産農産物のブランドイメージの向上や新規就農者の定着支援、6次産業化による農村ビジネスの創出などを着実に進め、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化を図ること。

## 10. 消費者政策

---

### (1) 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- ① 消費生活センター及び消費者相談窓口の相談員は、複雑化・高度化する消費者問題に係る専門的な知識や聞き取り・助言、事業者との交渉技能など高度な専門性が求められるにも関わらず、消費者庁の「平成27年度地方消費者行政の現況調査」によると、雇用形態については77.4%が任期の定めがある非常勤職員であることから、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかるためにも、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進すること。

## 11. 防災・減災に関する政策

---

### (1) 総合的な防災・減災対策の充実

- ① 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、斜面の崩壊や堤防決壊等を防ぐ工事などを強化すること。

## 12. 男女平等政策

---

### (1) 雇用における男女平等の推進

- ① 2016年3月に改定された「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」は、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけられているが、その推進計画に基づく施策の実施状況の評価・点検等について議論する協議会等に働くものの代表を委員として加え、意見を施策に反映させること。

## (2) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ① 2016年3月に改定された「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」の3つの基本方向の下、男女共同参画社会実現のため、8つの重点目標の実現に向け、各種施策に積極的に取り組むこと。

## (3) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ① 妊娠・出産・育児期に離職する女性が依然として多く、妊娠や出産を理由に退職や雇用形態の変更を強いるマタニティ・ハラスメントも増加していることから、男性の働き方の見直しも含め、男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備に向けて、両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかること。

## 13. 政治改革

---

### (1) 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

- ① 「18歳選挙権」の導入に伴い、若者の政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むための取り組みを推進すること。

## 14. 公務員 制度改革

---

### (1) 公正・公平な公務労働の実現

- ① 都道府県・市町村で働く臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるとともに、一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけること。